

## 現行の広島市地域福祉計画について

## 1 現行計画の内容

## (1) 基本理念

高齢者、障害者、子どもをはじめ、市民の誰もが住み慣れた地域で、憩いとやすらぎのある人間らしい生活を送れる地域社会の実現

## (2) 目標 ～どういう地域を目指すのか～

- ア すべての人が一人の人として尊重され、健康で生き生きと安心して暮らせる地域
- イ 住民が主体となる地域、それぞれの地域の特性や資源が活かされる地域(住民主体、地域主体)
- ウ 住民一人一人の多様でかつ変化する生活課題に、的確・柔軟に対応できる地域

## (3) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達

広島市高齢者施策推進プラン、広島市障害者計画、広島市児童育成計画等に定めるとおり

## (4) 地域福祉に関する活動への住民参加の促進

## ア 住民（市民活動）と行政の関係づくり

- ・ 市では、住民と行政が協働して福祉のまちづくりを進める関係をつくる。
- ・ 地域住民は、地域の抱える生活課題、利用可能な資源等を踏まえ、地域のあり方を考え、生活課題を主体的に解決するための取組を「行動計画(アクションプラン)」として取りまとめ、実践する。
- ・ 住民、地域の自助努力だけでは解決困難な生活課題に、行政が果たすべき役割が存在。
- ・ 住民相互の対話の場、住民と行政との対話・協議の場づくりが必要。

## イ 地域の様々な活動主体の役割とネットワークづくり

- ・ 地域では、町内会・自治会、老人クラブ、子ども会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO・ボランティア、社会福祉施設、行政など、様々な主体が活動。
- ・ 地域においてネットワークの中で課題を解決していくための仕組みが必要。市は、団体相互の交流が促進されるよう支援。

## ウ 困ったときに「困った」と言える環境づくり

- ・ 困ったときに、「困った」と言えるような風土（環境）をつくっていく必要。
- ・ 市は、たまり場（サロン）づくり、気軽に相談できる体制、地域活動を通じた生

活課題の把握、外出しやすく活動に参加しやすい環境づくり、「困った」ということが困難な人への支援等を推進。

#### エ 困ったことに対応する活動づくり

- ・ 活動のきっかけとして、市は、公民館や社会福祉協議会の講習会・研修会など、学習・体験の場づくりを推進。
- ・ 区役所、区社会福祉協議会、公民館で構成する「区推進チーム」は、住民相互の対話の場づくり、住民と行政との対話・協議の場づくりを働きかけ、対話の場に入って一緒に考え、必要な情報を提供。

#### オ 活動を定着させるための環境づくり

- ・ 担い手の確保と人材育成のため、公民館や社会福祉協議会は、車いす・アイマスク体験や高齢者疑似体験、福祉活動体験プログラム等の体験学習を実施。
- ・ 市は、町内会・自治会への加入促進を図るとともに、コミュニティリーダーの知識・技能の向上、サブリーダーの養成等に努める。また、定年退職前後の人を対象に、ボランティアやNPO活動の体験の機会を提供。

#### カ 避難行動要支援者の避難支援対策の推進

- ・ 市は、災害時の自力避難が困難な高齢者、障害者等について、災害時に避難支援を行えるよう、避難支援プランの作成、支援関係者による共有等を推進。

#### (5) 地域における「行動計画（アクションプラン）」の策定と実践

- ・ 広島市地域福祉計画に掲げる目標を実現していくため、地域住民が地域における実際の取組を定める「行動計画（アクションプラン）」を策定。
- ・ 市は、より効果的・効率的に地域での取組を実践するための参考として、「地域の生活課題解決のための実践マニュアル」を作成。区推進チームは、必要に応じて、地域に、専門的な立場からの助言、ワークショップの進行等を行うアドバイザーを紹介。

## 2 現行計画の法的位置付け

改正前社会福祉法第 107 条は、市町村地域福祉計画について規定されている。同条では、

- ① 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - ③ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- が規定されている。

(参考) 改正前社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### 3 現行計画の策定状況

- ・ 本市では、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として、平成16年5月に「広島市地域福祉計画」を策定した。
- ・ 本市計画は、主に上記2の③について記載し、上記2の①・②は高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉等の個別計画に委ねる内容としている。
- ・ 本市計画の具体的な内容については、住民自らが主体となり、行政等と連携して、地域の生活課題の解決に取り組むための仕組みづくりを目指して、おおむね小学校区を単位とする地域ごとに、住民が「行動計画（アクションプラン）」を策定し、実践の取組が進められるよう、行政等が支援を行うものとしている。地区社会福祉協議会の「福祉のまちづくりプラン」を行動計画として位置付け、区役所及び区社会福祉協議会等が策定・実践の支援を行ってきた。
- ・ その後、平成21年6月に本市計画を改訂し、地域の生活課題解決のための実践マニュアルの作成、避難行動要支援者避難支援対策の追加等を行った。
- ・ 現在、9割以上の地域（133/142小学校区）で行動計画策定の取組が進められている。